

## 仕 様 書

### 1 業務の名称

令和 8 年度 市営住宅消防設備点検委託業務

### 2 業務の内容

#### (1) 消防設備点検

消防法第 17 条の 3 の 3 の規定に基づく点検及び報告

#### 【対象施設】

別紙 1 「施設一覧」参照

#### (2) 不良箇所修繕補助

不良箇所の修繕に関する助言等

修繕に関する助言等とは、不良箇所の修繕についての技術的な助言をいい、交換だけで済むもの、設計が必要なものの分別等をいう。

なお、本業務に不良箇所の修繕は含まない。

#### (3) 緊急対応等

点検対象施設における訓練又は設備の不具合、誤報、誤作動等が発生したとき等の現地確認、応急処置及び復旧、管理又は修繕に係る指導を行う。(訓練については、現時点では予定なし)

ただし、応急処置は、処置が可能であるときに限る。

なお、本業務に不良箇所の修繕は含まない。

### 3 点検の期間及び時期

#### (1) 点検期間

点検期間は、契約締結の翌日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

#### (2) 点検時期

消防設備点検の外観及び機能点検は、前期に総合点検、後期に機器点検の年 2 回とする。(前期は 8 月、後期は 2 月を想定)

### 4 点検の基準

消防法施行規則第 4 条の 2 の 4、同第 4 条の 2 の 6、消防庁告示第 12 号及び第 14 号に準拠して行うこと。

## 5 その他

### (1) 外観点検

消防用設備等の機器について、適正な配置、変形、損傷の有無を点検基準に従って確認する。

### (2) 機能点検

外観または簡単な操作により判別できる事項を点検基準に従って確認する。

### (3) 総合点検

消防用設備等の一部を作動させて、点検基準に従って確認する。

### (4) 点検員の資格

消防用設備等の点検は、消防設備士または消防庁長官が認める資格を有する者（消防設備点検者）が行うこと。

### (5) 報告書の提出

各期の点検完了時には速やかに報告書を提出すること。報告書には各設備の点検票に所見等を添えた点検一覧表を綴じ込むこと。

### (6) 消防署への報告

総合点検完了後には、速やかに消防署に『点検結果の報告』の事務手続きを行うこと。

### (7) 各住宅の階数等

別紙2「各住宅の階数等」、別紙3「設置機器等数量一覧」のとおり

### (8) 点検実施体制等

原則2班体制で実施すること。

- ・ 土佐山田町内の住宅は平日の午前中に2班体制、同日の午後及び近日の午前を予備日として1班体制で実施する。
- ・ 香北町内、物部町内の住宅は、平日に2班体制で実施する。

### (9) 点検実施日時等の入居者への連絡

契約締結後、落札業者と各住宅担当者（住宅政策課・香北支所・物部支所）で日時の協議を行い、各住宅担当者から連絡する。